

島根県赤ひげバンク 学生登録者の県内視察助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 県が実施する赤ひげバンクの登録者のうち、大学医学部に在籍する学部生及び大学院生(以下「赤ひげバンク学生登録者」とする)の将来的な県内医療機関勤務の促進を目的としてこの要綱を定める。

2 県が交付する島根県赤ひげバンク学生登録者の県内視察助成金(以下「助成金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金交付の目的等)

第2条 知事は、助成金を予算の範囲内で交付するものとする。

2 助成金の交付の目的、助成対象経費の内容、交付の金額並びに交付対象者は、次の表に掲げるとおりとする。

交付の目的	助成対象経費の内容	助成金の率 および金額	交付対象者
県内医療機関勤務の促進をするため	赤ひげバンク学生登録者が県内医療機関見学を含む視察を行った場合の旅費(交通費及び宿泊費) (1) 宿泊費 ・視察に要した宿泊費 ・職員の旅費に関する条例第19条に定める額を上限とする (2) 交通費 ・居住地から宿泊地・目的地 ・原則として、最も効率的、経済的な経路及び方法によって計算する ・鉄道、船舶、航空機、高速バス等の公共交通機関(タクシーを除く)の料金を対象とし、自家用車やレンタカーでの移動経費は対象外とする ・鉄道賃、船賃及び航空賃については、職員の旅費に関する条例第14条、15条及び16条に定めるものを対象とする ・領収書の発行が可能なものに限る ・大学等から、別途助成される場合は助成の対象としない ・大学の課程による地域実習等は除く	・率 (1) 宿泊費 1/2 (2) 交通費 1/2 ・金額 一人につき 年度内20,000円 を上限とする (100円未満切り捨て)	赤ひげバンク学生登録者 (自治医科大学生、島根県医学生地域医療奨学金貸与者を除く)

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、単年度ごとに規則第4条の規定により助成金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。また、他の補助金と重複して交付をうけることはできない。

(助成金の交付決定)

第4条 知事は、前条に基づく交付申請を受け、適当と認める場合は交付決定する。

(決定内容の変更等)

第5条 規則第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更承認申請書(様式第2号)により知事の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をするとき。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。

(3) 補助事業を中止、又は廃止するとき。

2 前項の規定による軽微な変更の範囲は、助成金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 助成対象経費の30%以内の増減

(2) 助成金の交付目的に反しない事業内容の変更(事業費の30%以内の減少等)

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第6条 申請者が規則第10条の規定により提出する実績報告は、様式第3号のとおりとする。

2 申請者は、前項の実績報告書を視察終了後30日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請者の実績報告を受け、見学先医療機関等に対し、その視察の事実を聞き取ることとする。

(助成金の支払い)

第7条 知事は、前条の実績報告を受け、額を確定し、精算払いするものとする。

(帳簿等の保管)

第8条 この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び領収書等の証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

島根県知事 様

(申 請 者)

現住所
大学名
学 年 氏名
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス

島根県赤ひげバンク学生登録者の県内視察助成金交付申請書

島根県赤ひげバンク学生登録者の県内視察助成金交付要綱第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 助成金交付申請額 円 (上限 20,000 円)
※助成金交付申請額は、助成金対象経費 (事業に要する経費) に 1/2 を乗じて得た額の 100 円未満の端数を切り捨てた額とする
2. 経費の配分

助成対象経費	事業に要する経費	事業に要する経費の積算内訳
赤ひげバンク学生登録者が県内医療機関見学を含む視察を行った場合の旅費 (交通費及び宿泊費)	円	交通費 円 宿泊費 円 合計 円

3. 県内視察の概要 (滞在日、滞在時間を含む行程、見学先医療機関名等)

4. 添付書類
①口座振替申出書
②学生であることが証明できる書類 (学生証のコピーなど)

島根県知事 様

(申請者)

現住所

大学名

学 年 氏名

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

島根県赤ひげバンク学生登録者の県内視察助成金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた 年度島根県赤ひげバンク学生登録者の県内視察助成金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう島根県赤ひげバンク学生登録者の県内視察助成金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

1. 変更の理由

(備考)

以下、様式第1号の記の1以下に準じて記載するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること

島根県知事 様

(報告者)

現住所

大学名

学 年 氏名

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

島根県赤ひげバンク学生登録者の県内視察助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、島根県赤ひげバンク学生登録者の県内視察助成金交付要綱第6条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 助成金交付申請額 円 (上限20,000円)

※助成金交付申請額は、助成金対象経費(事業に要する経費)に1/2を乗じて得た額の100円未満の端数を切り捨てた額とする

2. 経費の配分

助成対象経費	事業に要した経費	事業に要した経費の積算内訳 (費目ごとに金額を記入)
赤ひげバンク学生登録者が県内医療機関見学を含む視察を行った場合の旅費(交通費及び宿泊費)	円	(1) ○年○月○日
		交通費 円
		宿泊費 円
		(2) ○年○月○日
		交通費 円
		宿泊費 円
		合計 円

3. 県内視察の概要(滞在日、滞在時間を含む行程、見学先医療機関名等)

4. 添付書類 交通費及び宿泊費の領収書(コピーは不可)